

盛岡地方振興局長告示第 45 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 8 月 18 日

盛岡地方振興局長 千 葉 英 寛

1 通所介護事業

介護保険事業 所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0372101048	小規模デイサービス ちえのわ	小規模デイサービス ちえのわ	岩手郡滝沢村滝沢字狼久保 716 番地	平成 17 年 12 月 1 日

2 訪問介護事業

介護保険事業 所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370101776	くるみの家ヘルパー ステーション	ヘルパーステーション くるみ	盛岡市上田二丁目 14 番 30 号	平成 18 年 4 月 1 日